

施設・設備等教育環境について

高等学校通信教育規程の定める基準	松本国際高等学校
(施設及び設備の一般的基準) 第7条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。	<p>本校の校地、校舎等は実施校の自己所有である。</p> <p>計画的に保守点検を実施し、施設及び設備の改修等を行いながら教育環境の整備に努めている。</p> <p>また、最寄りのJR村井駅から徒歩約3分の松本市郊外に位置し、周辺に教育上相応しくない施設等もなく、アルプス山脈を眺められる自然豊かな景観地にあり、修学に適切な環境にある。</p> <p>各種法令等を遵守し、校舎耐震工事を完了している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備を備えている。また、水質検査を定期的に実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p> <p>防火管理責任者を配置し、定期検査も行い、消防署にも報告している。防火・消火設備も備えている。</p>
(校舎に備えるべき施設) 第9条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。 一 教室（普通教室、特別教室等とする。） 二 図書室、保健室 三 職員室	<p>本校は、通信教育規程第9条に規定する校舎に備えるべき施設教室（普通教室）、職員室、事務室等を通信制課程専用として備えている。</p>
2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。	<p>本校は普通科の為特に専門教育を施すための施設を備えてはいないが、以前福祉科があったことから福祉実習室として使用していた福祉関連の施設設備を利用した多目的教室を備えている。</p>
3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行う教育の用に供する施設を兼用することができる。	<p>本校は、全日制課程を併置する実施校であり、通信制課程専用の教育を施すための施設を除き、教室（普通教室、特別教室等）、図書室及び保健室のほか、理科の実験・実習、家庭科の被服・調理、保健体育の面接指導に必要な体育館・グラウンドは、同一の敷地内に所在する全日制課程と兼用している。</p>

高等学校通信教育規程の定める基準	東京校・市ヶ谷面接指導等実施施設
(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備) 第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に	<p>本施設は、本校を支援する企業グループの所有物件であり、長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。</p> <p>また、本校との転貸借契約も締結されている。</p> <p>最寄りの市ヶ谷駅（JR、都営地下鉄、東京メトロ）から徒歩5分に位置し、通学の便は良い。周辺には商店街もあるが教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p>

照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。	保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。
	消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。
	本施設の面積は、235.07平方メートルである。
2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。	教室（普通教室、特別教室）、保健室及び職員室、図書閲覧室を備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している。）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。
3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。	東京都私立高等学校通信制課程に係る認可基準（令和6年11月26日 6生私行第3316号）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。

高等学校通信教育規程の定める基準	岩手県・大船渡面接指導等実施施設
(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備) 第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。	本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結されている。
	最寄りの大船渡駅（三陸鉄道）駅前の徒歩1分に位置し、通学の便は良い。周辺には商店もあるが住宅地で教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。
	保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。
	消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。
	本施設の面積は、194.08平方メートルである。
2 学習等支援施設の施設及び設備等	教室（普通教室）、保健室及び職員室、図書閲覧室、生徒

<p>は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。</p>	<p>指導室を備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している。）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。</p>
<p>3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。</p>	<p>岩手県においては高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準が示されていないことから、長野県が制定する通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準（令和4年2月16日制定）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。</p>

<p>高等学校通信教育規程の定める基準</p>	<p>茨城県・つくば面接指導等実施施設</p>
<p>(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備) 第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p>	<p>本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結されている。</p> <p>最寄りのつくばエクスプレスつくば駅（つくばエクスプレス）徒歩15分に位置するが、各地からのバス利用生徒が多く東新井南より徒歩3分に位置する。周辺には商店もあるが住宅地で教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p> <p>消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。</p> <p>本施設の面積は、132.48平方メートルである。</p>
<p>2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。</p>	<p>教室（普通教室）、図書閲覧・保健と職員スペースを備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している。）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。</p>
<p>3 実施校の設置者は、第3条第1項の</p>	<p>茨城県が定める私立高等学校通信制課程の設置及び運営等</p>

<p>規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。</p>	<p>に関する要項（平成30年1月1日から施行）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。</p>
---	--

<p>高等学校通信教育規程の定める基準</p>	<p>神奈川県・横須賀中央面接指導等実施施設</p>
<p>(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備) 第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p>	<p>本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結されている。</p> <p>最寄りの横須賀中央駅（京浜急行）徒歩1分に位置し、通学の便は良い。周辺は住宅地で横須賀港や東京湾も伺える高台にあることから教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p> <p>消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。</p> <p>本施設の面積は、164.47平方メートルである。</p>
<p>2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。</p>	<p>教室（普通教室）、図書閲覧・保健と職員スペースを備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。</p>
<p>3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域</p>	<p>神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準（令和5年4月1日から施行）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。</p>

<p>外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。</p>	
---	--

<p>高等学校通信教育規程の定める基準</p>	<p>神奈川県・横浜港北面接指導等実施施設</p>
<p>(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備) 第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類の連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p>	<p>本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結されている。</p> <p>最寄りの都築ふれあいの丘駅（横浜市営地下鉄）徒歩3分に位置し、通学の便は良い。周辺は商業店舗もあるが住宅地で横浜の丘陵地区にあるベッドタウンであることから教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p> <p>消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。</p> <p>本施設の面積は、147.00平方メートルである。</p>
<p>2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。</p>	<p>教室（普通教室）、図書閲覧・保健と職員スペースを備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。</p>
<p>3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌し</p>	<p>神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準（令和5年4月1日から施行）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。</p>

て当該確認を行わなければならない。	
-------------------	--

高等学校通信教育規程の定める基準	神奈川県・能見台駅前面接指導等実施施設
(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備) 第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。	<p>本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結されている。</p> <p>最寄りの能見台駅（京浜急行）徒歩3分に位置し、通学の便は良い。周辺には商業店舗もあるが横浜校外の住宅地で横浜港から三浦半島の丘陵地区にあるベッドタウンであることから教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p> <p>消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。</p> <p>本施設の面積は、158.00平方メートルである。</p>
2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。	<p>教室（普通教室）、図書閲覧・保健と職員スペースを備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している。）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。</p>
3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。	<p>神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準（令和5年4月1日から施行）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。</p>

高等学校通信教育規程の定める基準	長野県・上田面接指導等実施施設
(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備)	<p>本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結</p>

<p>第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p>	<p>されている。</p> <p>最寄りの上田駅（JR）徒歩15分に位置している。周辺には商業店舗もあるが丘陵にある住宅街であることから教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p> <p>消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。</p> <p>本施設の面積は、132.10平方メートルである。</p>
<p>2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。</p>	<p>教室（普通教室）、図書閲覧・保健と職員スペースを備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している。）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。</p>
<p>3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。</p>	<p>長野県が制定する通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準（令和4年2月16日制定）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。</p>

<p>高等学校通信教育規程の定める基準</p>	<p>長野県・長野面接指導等実施施設</p>
<p>（通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備）</p>	<p>本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結されている。</p>
<p>第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施</p>	<p>最寄りの北長野駅（JR）徒歩15分に位置している。周辺には長野総合公園・運動公園もある住宅街であることから教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査</p>

<p>について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p>	<p>を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。 消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。 本施設の面積は、162.00平方メートルである。</p>
<p>2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。</p>	<p>教室（普通教室）、図書閲覧・保健と職員スペースを備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している。）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。</p>
<p>3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。</p>	<p>長野県が制定する通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準（令和4年2月16日制定）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。</p>

<p>高等学校通信教育規程の定める基準</p>	<p>長野県・飯田面接指導等実施施設</p>
<p>（通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備） 第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p>	<p>本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結されている。 最寄りの飯田駅（JR）徒歩10分に位置している。隣接地に飯田郵便局もある住宅街であることから教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。 保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。 消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。 本施設の面積は、182.70平方メートルである。</p>
<p>2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないもの</p>	<p>教室（普通教室）、図書閲覧・保健と職員スペースを備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室</p>

でなければならない。	は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している。）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。
3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。	長野県が制定する通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準（令和4年2月16日制定）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。

高等学校通信教育規程の定める基準	愛知県・名古屋面接指導等実施施設
<p>（通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備）</p> <p>第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p>	<p>本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結されている。</p> <p>最寄りの野並駅（名古屋市営地下鉄）徒歩10分に位置している。隣接地に商業施設もあるが名古屋市のベッドタウンであり住宅街であることから教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p> <p>消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。</p> <p>本施設の面積は、265.40平方メートルである。</p>
2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。	教室（普通教室、特別教室）、職員室、保健と図書閲覧スペースを備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している。）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。
3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力	愛知県私立高等学校通信制課程に関する認可審査基準（令和6年4月1日施行）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携

<p>施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。</p>	<p>協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。</p>
---	---------------------------------------

<p>高等学校通信教育規程の定める基準</p>	<p>愛知県・豊橋面接指導等実施施設</p>
<p>(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備)</p> <p>第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p>	<p>本校の校地、校舎等は本校の設置者である学校法人理知の杜の自己所有である。</p> <p>最寄りの豊橋駅（JR）徒歩15分に位置しているが、近くに路面電車とバス停がある交通便がよい豊橋市中心部にある。隣接地に豊橋市役所、NTTなどのオフィスも点在するが、複数の専門学校等が立地することから教育上相応しくない施設等はない。校舎は豊橋日本語学校（愛知県認可の各種学校）でもあり、各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p> <p>消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。</p> <p>本施設の面積は、267.00平方メートルである。</p>
<p>2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。</p>	<p>教室（普通教室、特別教室）、職員室、保健室、図書室、生徒指導室等を備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している。）。保健体育の実技等については隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。</p>
<p>3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域</p>	<p>愛知県私立高等学校通信制課程に関する認可審査基準（令和6年4月1日施行）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。</p>

<p>外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。</p>	
---	--

<p>高等学校通信教育規程の定める基準</p>	<p>愛知県・岡崎面接指導等実施施設</p>
<p>(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備)</p> <p>第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p>	<p>本校の校地、校舎等は本校の設置者である学校法人理知の杜の自己所有である。</p> <p>最寄りの東岡崎（名古屋鉄道）徒歩15分に位置しているが、岡崎市の中心街にあり隣接する岡崎シビコ（大型商業施設）があることからバス停や駐車・駐輪場も完備されているなど、教育上相応しくない施設等はない。校舎は岡崎日本語学校（愛知県認可の各種学校）でもあり、各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p> <p>消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。</p> <p>本施設の面積は、430.69平方メートルである。</p>
<p>2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。</p>	<p>教室（普通教室、特別教室）、職員室、保健室、図書室、生徒指導室等を備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。</p>
<p>3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌し</p>	<p>愛知県私立高等学校通信制課程に関する認可審査基準（令和6年4月1日施行）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。</p>

て当該確認を行わなければならない。	
-------------------	--

高等学校通信教育規程の定める基準	奈良県・奈良桜井面接指導等実施施設
(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備) 第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類の連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。	<p>本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結されている。</p> <p>最寄りの桜井駅（JR、近畿日本鉄道）徒歩1分に位置し、通学の便は良い。駅前ではあるが隣接地に商業施設ものの教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p> <p>消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。</p> <p>本施設の面積は、191.58平方メートルである。</p>
2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。	教室（普通教室）、職員室、保健と図書閲覧スペースを備えると共に、理科・家庭科の実験・実習を行うための特別教室を備えている。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。
3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。	奈良県が定める通信制課程を置く私立高等学校等設置認可等審査基準（平成29年2月15日施行）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。

高等学校通信教育規程の定める基準	香川県・坂出面接指導等実施施設
(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備) 第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等	<p>本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結されている。</p> <p>最寄りの坂出駅（JR）徒歩7分に位置し、通学の便は良</p>

<p>実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p>	<p>い。駅前ではあるが住宅街であることから教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p>
	<p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p>
	<p>消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。</p>
	<p>本施設の面積は、335.00平方メートルである。</p>
<p>2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。</p>	<p>教室（普通教室、特別教室）、職員室、保健室、進学指導室を備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している。）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。</p>
<p>3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。</p>	<p>香川県が定める、高等学校の通信制の課程の設置、通信制の課程を置く高等学校の設置並びに高等学校の通信制の課程に置く学科の設置及び学則の変更（広域の通信制の課程に係るもの及び通信制の課程の収容定員に係るものに限る。）に係る認可（令和2年7月20日 一部改正）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。</p>

高等学校通信教育規程の定める基準	福岡県・福岡南面接指導等実施施設
<p>(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備)</p> <p>第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p>	<p>本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結されている。</p> <p>最寄りの二日市駅（JR）徒歩4分、二日市中央駅（西日本鉄道）と徒歩8分に位置し、通学の便は良い。隣接する二日市八幡宮があるが住宅街であることから教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p>

	<p>消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。</p> <p>本施設の面積は、224.46平方メートルである。</p>
2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。	<p>教室（普通教室）、職員室、保健・図書閲覧スペースを備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科事務室、の実験・実習は普通教室で実施している。）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。</p>
3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。	<p>福岡県においては高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準が示されていないことから、長野県が制定する通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準（令和4年2月16日制定）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。</p>

高等学校通信教育規程の定める基準	鹿児島県・薩摩川内面接指導等実施施設
<p>(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備)</p> <p>第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。</p>	<p>本施設は、土地建物所有者と長期的・安定的に使用できる契約等が締結されている。また、本校との転貸借契約も締結されている。</p> <p>最寄りの川内駅（JR鹿児島線、九州新幹線）徒歩4分、二日市中央駅（西日本鉄道）徒歩6分に位置し、通学の便は良い。商業店舗が点在するが住宅街であることから教育上相応しくない施設等はない。校舎は各種法令等を遵守し、基準に適合している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備は備えている。また、水質検査を定期的実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p> <p>消防用設備等の点検を実施し、消防法第17条の3の3の規定に基づき市消防本部に点検結果を報告している。</p> <p>本施設の面積は、135.77平方メートルである。</p>
2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないもの	<p>教室（普通教室）、職員室、保健・図書閲覧スペースを備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室</p>

でなければならない。	は備えていない（理科の実験・実習は普通教室で実施している。）。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。
3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。	鹿児島県においては高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準が示されていないことから、長野県が制定する通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準（令和4年2月16日制定）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。

高等学校通信教育規程の定める基準	神奈川県・横浜面接指導等実施施設
<p>(他の学校等の施設及び設備の使用)</p> <p>第11条 通信教育連携協力施設の施設及び設備を使用する場合並びに第9条第4項に規定する場合のほか、実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を一時的に使用することができる。</p>	<p>校地、校舎等は岩谷学園よこはまITビジネス専門学校として使用され、学校法人岩谷学園の自己所有である。</p> <p>同校は、通信規程第3条第2項の規定により、「特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」に面接指導等実施施設とすることができる専修学校である。</p> <p>計画的に保守点検を実施し、施設及び設備の改修等を行いながら教育環境の整備に努めている。</p> <p>また、最寄りのJR横浜駅、相鉄横浜駅、横浜市営地下鉄横浜駅から徒歩約7分の横浜駅隣接に位置し、岩谷学園の各専修学校が立ち並んでいる区域で、周辺に教育上相応しくない施設等もなく、修学に適切な環境にある。</p> <p>専修学校設置基準に基づき神奈川県知事より認可されている学校で、各種法令等を遵守し、校舎耐震工事を完了している。</p> <p>保健衛生上必要な給水設備を備えている。また、水質検査を定期的に実施しており、水質に係る衛生上の問題はない。</p> <p>防火管理責任者を配置し、定期検査も行い、消防署にも報告している。防火・消火設備を備えている。</p> <p>本施設の面積は、205.15平方メートルである。</p> <p>教室（普通教室、特別教室）、職員室、保健室、図書閲覧スペースを備えている。ただし、理科の実験・実習を行うための特別教室は備えていない（理科の実験・実習は普通教室</p>

で実施している。)。保健体育の実技等については近隣の体育館及びグラウンドを使用して実施している。

神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準（令和5年4月1日から施行）を参酌し、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて確認をしている。